

新小学

1年生用

令和8年度 就学援助制度のお知らせ (新入学児童生徒学用品費等の入学前支給)

春日部市教育委員会

就学援助制度は、経済的理由のため学用品費などの支払いが困難な保護者の人に、その費用の一部を援助する制度です。そのうち、「新入学児童生徒学用品費等」を入学前に支給します。

- ・入学前支給を受けるためには、申請が必要です。審査の結果、支給を受けられない場合があります。
- ・入学後の就学援助（学用品費など）を希望する場合は、別途申請が必要です。

1 援助の対象となる人

令和9年1月1日時点で春日部市に住民登録があり、春日部市立小・中・義務教育学校に入学予定の児童の保護者で、次のいずれかにあてはまる人

※生活保護を受けている人は、同様の費用が支給されているため、対象外となります。

- ① 同一生計の世帯全員の令和8年度所得（令和7年1月～12月分）が認定基準額を下回る人

認定基準額の目安額は、「4 審査について」の表を参照ください

- ② 申請日において、児童扶養手当の支給、税金等の減免を受けている人

詳細は申請書裏面の「参考事項」を参照ください

2 申請方法

以下の書類を、**教育委員会学務課または庄和総合支所総務担当**へ提出してください。

新入学児童生徒学用品費等 支給申請書	同じ学校に入学予定の兄弟姉妹は、同じ申請書に記入してください。 兄弟姉妹が別々の学校に入学する場合は、学校ごとに申請書の記入が必要です。
証明書類の写し (該当者のみ)	申請日時点で、申請書裏面「参考事項」に該当する人は、証明書類の写しを添付してください。 (例：児童扶養手当証書、国民年金保険料免除申請承認通知書、減免決定通知書等)
令和8年度 所得証明書等 (令和8年1月1日現在、住民登録 が春日部市以外の人)	令和8年1月1日現在、住民登録が春日部市以外の方は、令和7年1月から12月までの 所得金額が記載された証明書 を世帯全員分提出してください。(対象児童生徒および未就学児は不要) ※令和8年1月1日時点の住民登録地で6月頃から発行できます。 【マイナンバーの利用により、所得証明書の提出を省略できます】 印鑑、世帯全員分のマイナンバーカード(対象児童生徒および未就学児は不要)をご用意のうえ、教育委員会学務課窓口へお越しください。 ※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、個人番号が記載された世帯全員分の住民票と、ご本人確認ができるもの(運転免許証等)

* 期限までに添付書類がそろわない場合は、教育委員会学務課へご相談ください。

* 所得の有無に関わらず、世帯全員の令和8年度（令和7年分）の所得の申告を済ませてください。

3 申請受付期間

援助を希望する場合は、このお知らせを受け取った日から**令和8年11月30日(月)まで**
に申請してください。

4 審査について

申請に基づき審査し、認定・否認定に関わらず、申請書を提出された人全員に令和9年1月中旬に、結果を通知します。申請書を受け付けした際にお渡しする「受領証」は、審査結果の通知が届くまで保管してください。

※学務課へ郵送で申請書を提出された場合は「受領証」の交付を省略させていただきます。

【参考】認定基準額の目安
世帯人数や年齢、住宅状況等、各世帯状況により認定基準額は異なります。下表は簡易な目安としてご覧ください。

世帯人数	世帯構成（年齢）	世帯の年間総所得額 （給与所得控除後の額）
2人	親(40)1人、小学生(8)1人	約180万円
	親(40)1人、中学生(13)1人	約200万円
3人	親(40)2人、小学生(8)1人	約250万円
	親(40)2人、中学生(13)1人	約270万円
4人	親(40)2人、小学生(8)1人、中学生(13)1人	約330万円
5人	親(40)2人、小学生(8)1人、中学生(13)1人、祖父母(69)1人	約380万円

5 支給方法

令和9年2月下旬に、申請書にご記入の金融機関口座に振り込みます。

6 援助の内容

	支給項目	支給額		備 考
		小学校	中学校	
	新入学児童生徒学用品費等	64,300円	81,000円	中学1年生の入学前支給については、申請不要です。 小学6年生時の1月時点で就学援助を受給している保護者に対して支給します。

※生活保護を受けている人は、対象となりません。

7 注意事項

- 申請書の提出後、記載事項に変更が生じた場合（世帯構成の変更、住所、氏名の変更等）は、認定結果に影響を及ぼす可能性がありますので、至急ご連絡ください。
- 入学後の就学援助（学用品費など）を希望する場合は、別途申請が必要です。入学後の就学援助は2月頃から申請を受け付けます。入学前支給が受けられなかった人で、入学後の就学援助を申請し、4月分から認定となった場合は、「新入学児童生徒学用品費等」を支給します。（8月末頃支給）。
- 入学前支給を行った後、入学前に春日部市から転出した場合、援助費の返還は求めませんが、転出先の市区町村へ春日部市で入学前支給した旨を通知します。
- 入学前支給を行った後、対象児童が私立小学校等へ入学した場合、援助費を返還していただきます。